

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○平成21年度高知県臨時種畜検査の実施(畜産振興課) 〈1・29揭示〉	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○特定計量器の定期検査の実施(7件)(商工政策課)	1
○保安林の解除(治山林道課)	4
○国土調査の成果の認証(用地対策課)	4
○道路の供用開始(3件)(道路課)	4
○県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部完了(公園下水道課)	5
公 告	
○平成21年歯科技工士国家試験の実施(医療業務課)	5
○土地改良区の解散の認可(農業基盤課)	5
○県営土地改良事業の計画の定め( )	5
○県営土地改良事業の計画の変更( )	5
○林業種苗生産事業者講習会の実施(林業改革課)	5
○開発行為に関する工事の完了(2件)(都市計画課)	6
高知県収用委員会公告	
○公示による送達(3件) 〈1・22揭示〉	6

## 告 示

### 高知県告示第51号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する平成21年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。

平成22年1月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

検査の場所		検査の期日
高岡郡	高知県畜産試験場	平成22年2月19日

佐川町	午後2時から午後4時まで
-----	--------------

- 備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成21年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
- 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
  - (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
  - (3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

### 高知県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
きしもと薬局 南国市十市2681番 平22・1・1

### 高知県告示第65号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
安芸市	平成22年4月12日	午前10時30分から午前11時30分まで	土佐あき農業協同組合東支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	安芸市立東川公民館
〃	〃	午後2時30分から午後3時まで	安芸市立奈比賀公民館

〃	平成22年4月13日	午前10時30分から午前11時30分まで	安芸市立赤野公民館
〃	〃	午後1時から午後2時まで	安芸市立伊尾木公民館
〃	平成22年4月14日	午前10時30分から午前11時30分まで	安芸市立井ノ口公民館
〃	平成22年4月15日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館
芸西村	平成22年4月16日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村公民館
安芸市及び芸西村	平成22年4月19日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域  
安芸市及び芸西村
- (2) 検査の年月日

平成22年4月19日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

### 高知県告示第66号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所

東洋町	平成22年4月19日	午後1時30分から午後3時30分まで	東洋町役場旧甲浦支所
〃	平成22年4月20日	午前9時30分から午前11時30分まで	野根地区公民館
室戸市	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	室戸市役所佐喜浜出張所
〃	平成22年4月21日	午前9時30分から午前11時30分まで	旧室戸保健所
〃	〃	午後1時30分から午後4時まで	高知県漁業協同組合椎名支所
〃	平成22年4月22日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	室戸市役所
〃	平成22年4月23日	午前9時から午前10時まで	室戸市消防署吉良川分団前
〃	〃	午前11時から正午まで	室戸市役所羽根出張所
室戸市及び東洋町	平成22年4月26日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

室戸市及び東洋町

(2) 検査の年月日

平成22年4月26日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第67号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
奈半利町	平成22年5月10日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	奈半利町役場
北川村	平成22年5月11日	午前11時から正午まで	北川村役場
馬路村	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所
〃	平成22年5月12日	午前9時30分から午前11時まで	馬路村役場
安田町	〃	午後1時から午後3時まで	安田町役場
田野町	平成22年5月13日	午後1時から午後3時まで	田野町役場
奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村	平成22年5月14日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村

(2) 検査の年月日

平成22年5月14日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第68号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
南国市	平成22年5月17日	午前10時30分から午前11時30分まで	浜改田公民館
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	J A南国市日章支所
〃	平成22年5月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	十市農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	稲生ふれあい館
〃	平成22年5月19日	午前10時から午前11時30分まで	長岡農業協同組合
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	岡豊ふれあい館
〃	平成22年5月20日	午前10時30分から午前11時30分まで	J A南国市久礼田支所出荷場
〃	〃	午後1時から午後1時30分まで	奈路班消防屯所
〃	〃	午後2時30分から午後3時まで	J A南国市旧上倉支所
〃	平成22年5月21日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分	南国市役所北車庫前

		まで	
〃	平成22年5月24日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

南国市

(2) 検査の年月日

平成22年5月24日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第69号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
本山町	平成22年6月1日	午前10時30分から午前11時30分まで	本山町役場吉野連絡所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	本山町プラチナセンター
土佐町	平成22年6月2日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	土佐町役場
〃	〃	午後2時30分から午後3時まで	土佐町役場地藏寺支所
〃	〃	午後3時30分から午後4時まで	土佐町役場西石原出張所

〃	平成22年6月3日	午前9時から午前11時30分まで	土佐町農村環境改善センター
大川村	〃	午後1時から午後2時30分まで	大川村山村開発センター
〃	〃	午後3時30分から午後4時まで	大川村川口生活改善センター
本山町、土佐町及び大川村	平成22年6月4日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

本山町、土佐町及び大川村

(2) 検査の年月日

平成22年6月4日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第70号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
大豊町	平成22年6月8日	午前11時から正午まで	土佐れいほく農業協同組合東豊永支所前
〃	〃	午後1時から午後2時まで	東土居旧スクールバス車庫前
〃	平成22年6月9日	午前11時から正午まで及び午後1時	土佐れいほく農業協同組合大田口支

		から午後2時まで	所集出荷場前
〃	平成22年6月10日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	大豊町役場
〃	平成22年6月11日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

大豊町

(2) 検査の年月日

平成22年6月11日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第71号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
越知町	平成22年6月14日	午前11時から正午まで	茶円堂
〃	平成22年6月15日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	越知町役場
佐川町	平成22年6月16日	午前10時30分から午前11時30分まで	コスモス農業協同組合斗賀野支所

〃	〃	午後1時から午後2時まで	コスモス農業協同組合佐川支所尾川事業所
〃	平成22年6月17日	午前10時30分から午前11時30分まで	コスモス農業共同組合佐川支所黒岩事業所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	佐川町役場
日高村	平成22年6月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩目地地区ふれあいプラザ
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	日高村役場
佐川町、越知町及び日高村	平成22年6月21日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

佐川町、越知町及び日高村

(2) 検査の年月日

平成22年6月21日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第72号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町長沢字アド194の3から194の5まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

**高知県告示第73号**

長岡郡本山町大石の一部地区、吾川郡仁淀川町坪井川地区及び

用居の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに幡多郡黒潮町蜷川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 本山町
- (2) 仁淀川町
- (3) 中土佐町
- (4) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 長岡郡本山町大石の一部  
平成6年度及び平成7年度
- (2) 吾川郡仁淀川町坪井川  
平成19年度から平成21年度まで  
吾川郡仁淀川町用居の一部  
平成16年度から平成18年度まで
- (3) 高岡郡中土佐町久礼の一部  
平成19年度及び平成20年度
- (4) 幡多郡黒潮町蜷川の一部  
平成19年度及び平成20年度

3 成果の名称

- (1) 本山町地籍図及び地籍簿
- (2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (3) 中土佐町地籍図及び地籍簿
- (4) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成22年2月5日

**高知県告示第74号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 南国インター

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市大桶字治造穂甲1504		

番7から 南国市大桶字ショブ田甲 1484番1まで	70	平成22年2月5日
---------------------------------	----	-----------

**高知県告示第75号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 興津窪川

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷山2516番1から 高岡郡四万十町興津字元谷山2511番1まで	198	平成22年2月5日
高岡郡四万十町興津字元谷山2501番10から 高岡郡四万十町興津字元谷山乙2501番51まで	257	平成22年2月5日

**高知県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 高知東インター

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市伊達野字天堤149番1から 南国市伊達野字天堤128番	79	平成22年2月5日



1 まで

高知県告示第77号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定に基づき県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公共下水道の名称
土佐町特定環境保全公共下水道
2 工事の内容及び工事の区域又は区間
幹線管渠 土佐郡土佐町土居字沖田34番3から30番4まで
3 工事の一部の完了予定日
平成22年2月8日

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
(1) 学説試験
平成22年3月5日(金)午前9時から
(2) 実地試験
平成22年3月6日(土)午前9時から
2 試験の場所
高知市比島町四丁目5-20 高知県歯科技工専門学校
3 試験科目
(1) 学説試験
歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
(2) 実地試験
歯科技工実技
4 受験資格
次のいずれかに該当する者とする。
(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成22年2月9日(火)から同月16日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成22年2月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)

高知県健康政策部医療業務課

(3) 提出書類

- ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 受験資格を証する書類
エ 写真(出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

6 受験手数料

36,000円(受験願書に高知県収入証紙をはって納入すること。)

7 その他

- (1) 合格者の発表は、平成22年3月10日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に受験番号を掲示する。
(2) 受験について不明な点は、高知県健康政策部医療業務課(電話番号088-823-9623)へ問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、東洋町生見土地改良区の解散を平成22年1月5日に認可した。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(物部川合同堰地区基幹水利施設ストックマネジメント事業(用水施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
2 縦覧期間
平成22年2月5日から同年3月8日まで
3 縦覧場所
高知市役所、南国市役所、香南市役所及び香美市役所
4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業(西地地区ため池等整備事業(用水施設))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
2 縦覧期間
平成22年2月5日から同年3月8日まで
3 縦覧場所
室戸市役所
4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

Table with 2 columns: 日時, 場所. Content: 平成22年3月5日(金) 午前9時30分から午後4時30分まで, 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁本庁舎2階第1会議室

- 2 受講対象者  
林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者
- 3 講習会の内容  
(1) 種苗に関する法令 2時間  
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間  
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料  
14,000円(種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)に高知県収入証紙をはり付けて納付すること。)

5 受講申込書の提出場所及び提出期限  
受講希望者は、受講申込書を平成22年2月26日(金)までに住所を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所)に提出すること。

6 受講申込書の用紙の配布場所  
高知県林業振興・環境部林業改革課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先  
高知県林業振興・環境部林業改革課(電話番号088-821-4602)

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称        | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                   |
|--------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 平成21年6月10日<br>21高都計第132号 | 南国市甘枝字茶ヶ芝<br>1605番5ほか | 高知市大津乙1159番地11 アムールII 102号<br>坂本 隆 |

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成22年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年12月22日 21高都計第537号	南国市大涌字小路口 甲2325番1ほか	高知市大津乙3167番地68 日興不動産株式会社 代表取締役 浜田 倍男

-----  
**収用委員会公告**  
-----

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成22年2月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成22年1月22日(揭示済)  
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成22年1月20日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字高川原割1500番55、1500番56及び1501番15の土地の所有者兼関係人(物件所有者)  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 野村市右衛門

~~~~~  
土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成22年2月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成22年1月22日(揭示済)  
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成22年1月20日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字高川原割1503番17の土地の所有者  
不明。ただし、登記名義人  
住所不明。ただし、登記簿上の住所  
吾川郡春野町森山115番屋敷 吉川 清明

~~~~~  
土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成22年2月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成22年1月22日(揭示済)  
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成22年1月20日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字行弘割1508番39及び1508番40の土地の所有者兼関係人(物件所有者)  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 矢野初次  
矢野初次の住所が吾川郡仁西村西畑88番屋敷に確定した場合の土地の所有者兼関係人(物件所有者)  
住所不明 矢野 富子  
住所及び氏名不明 亡矢野富子の相続人  
住所不明 矢野 英雄  
住所及び氏名不明 亡矢野英雄の相続人  
住所不明 矢野 臣  
住所及び氏名不明 亡矢野臣の相続人  
住所不明 矢野 迪  
住所及び氏名不明 亡矢野迪の相続人  
住所不明 矢野 天里  
住所及び氏名不明 亡矢野天里の相続人